

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修の実施や臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続等は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）及び「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

今般、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（以下「医師臨床研修部会」という。）において、医師臨床研修部会報告書が取りまとめられたことに伴い、施行通知の一部を改正するもの。

3. 改正の概要（主なもの）

（1）小児科・産科プログラムに係る規定（施行通知第2の5（1）ア(カ)）

研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院において設置が義務づけられている小児科・産科プログラムについて必要となる週数を盛り込んだ。また、必修診療科のうち不足する診療科へのプログラム変更や、不足する診療科での週数の取扱いについて盛り込んだ。

（2）基礎研究医プログラムに係る規定（施行通知第2の5（1）ア(ク)）

令和4年度研修から導入している基礎研究医プログラムについて、当該研修修了者の基礎医学論文提出報告書の提出方法について盛り込んだ。また、当該プログラムの募集定員上限の取扱いについて盛り込んだ。

（3）臨床研修を行うために必要な症例に係る規定（施行通知第2の5（1）エ）

臨床研修を行うために必要な症例は、年間入院患者数3,000人以上（2,700人以上の場合の規定もあり）としているが、医師臨床研修部会での議論を踏まえ、新たに年間2,700人未満の取扱いについて盛り込んだ。

（4）副プログラム責任者に係る規定（施行通知第2の7（3））

20人以上の研修医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合に配置される副プログラム責任者について、必要となる資質や要件等を盛り込んだ。

4. 施行日

令和6年4月1日